

重要事項説明書

1. 事業所の概要

法人名	神奈川みなみ医療生活協同組合
事業所名	デイサービスみうら
所在地	〒238-0101 三浦市南下浦町上宮田3263-1
事業者指定番号	第1472700267号
管理者	内田 学
連絡先	046-889-3191
区分	地域密着型通所介護 ・ 第一号通所事業
サービス提供地域	三浦市
単位・利用定員	1単位 18名
提供体制	食事提供・入浴介助・送迎・機能訓練
サービス提供対象者	三浦市在住の方（住民票、保険証が三浦市でない方は利用できません）

2. 事業所の職員体制

職種	従事する業務	人員
管理者	従業員の管理、利用申し込みに係る調整、業務把握及び管理	1名（常勤）
生活指導員	利用者に対する生活指導を行う	1名以上（常勤・非常勤）
看護職員	利用者に対する健康上のチェック等を行う	1名以上（常勤・非常勤）
介護職員	利用者に対する介護等を行う	2名以上（常勤・非常勤）
機能訓練指導員	利用者に対する機能訓練を行う	1名以上（非常勤）

3. 営業日及び営業時間

営業日及びサービス提供日	月曜日～金曜日（営業日が祝日の場合も営業）
営業時間	9:00～17:00
サービス提供時間	9:30～16:30

（注）日曜日及び12月29日～1月3日は休業します。

4. サービスの内容

- （1）地域密着型通所介護サービス及び第一号通所事業は、当該施設において、入浴及び食事の提供、生活等に関する相談、助言、健康状態の確認その他利用者に必要な日常生活の世話、並びに機能訓練を行うサービスです。
- （2）サービス提供にあたっては、別添の地域密着型通所（予防）介護計画書に沿って計画的に提供します。
※地域密着型通所介護は住民票、保険証の住所が三浦市でない場合はご利用できません。

5. サービス利用料及び利用者負担（別紙料金表参照）

6. その他

(1)利用者負担金の支払い方法について

次のいずれかの方法によりお支払い頂きますようお願いいたします。

- ①自動口座引き落とし(ご指定の口座からサービス提供の翌月27日に引き落とします。)
- ②現金払い(月1回定められた日にお支払い願います。)

(2)キャンセルについて

利用者の都合でサービスを中止にする場合には、出来るだけ利用の前日までにご連絡ください。
なお、自己都合の当日キャンセルの場合のみキャンセル料を徴収します。

7. 当事業所のサービスの方針等

- (1)当事業所は、生活協同組合が運営する事業所です。地域密着型通所介護及び第一号通所事業の提供にあたっては、常に利用者の立場に立って事業をすすめます。
- (2)地域密着型通所介護及び第一号通所事業の提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減、若しくは悪化の防止、または要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。

8. 相談窓口、苦情対応

(1)サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当事業所	電話番号	046-889-3191
	FAX番号	046-889-3192
	相談員	大高 直樹
	対応時間	平日・土曜日: 9:00~17:00

(2)公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

三浦市介護保険相談窓口	高齢介護課 8:30~17:15(土日・祭日・年末年始を除く) 三浦市城山町1-1 電話 046-882-1111 FAX 046-882-2836
神奈川県国民健康保険団体連合会 苦情・相談窓口	介護苦情相談係 8:30~17:15(土日・祭日・年末年始を除く) 横浜市西区楠町 27-1 電話 045-329-3447 FAX 045-317-9959

9. 緊急時及び事故発生時の対応

緊急時および事故・災害発生時、職員はご利用者様の生命維持と安全確保を最優先に対応をし、ご家族・主治医・市町村・公的機関等必要各所に連絡・報告をします。事故・災害発生時の状況は記録に残し、職員に過失が認められる場合には損害賠償をします。
また、日常的に事故防止を目的とした研修・訓練を行うとともに、事故発生後は事故の原因分析を実施し、再発防止策を講じます。

10. 衛生管理について

- (1)利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用する水について衛生的管理に努め、又衛生上必要な整備を図ります。
- (2)当該事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な処置を講じます。

11. 秘密保持及び個人情報の保護について

事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとします。

12. 虐待防止について

利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

13. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれ、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者またはご家族に対して説明し、同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

14. 大規模災害時の利用について

大規模災害(地震・火事・暴風雨など)の発生により通常営業が困難な場合には、計画通りの利用が困難となる可能性がありますのでご了承ください。その場合には、可能な限り事前にご連絡を差し上げるように致します。

15. 神奈川みなみ医療生活協同組合の概要

- | | |
|------------|--|
| (1)代表者名 | 代表理事 藁谷 収 |
| (2)生協本部所在地 | 横須賀市衣笠栄町2-19 |
| (3)業務の概要 | 医療事業、保健予防事業、介護福祉事業 |
| (4)事業所紹介 | ①衣笠診療所 ②三浦診療所 ③逗子診療所
④衣笠訪問看護ステーション ⑤みうら訪問看護ステーション
⑥医療生協在宅福祉センター ⑦みうらヘルパーステーション
⑧デイサービスみうら ⑨デイサービス「元気」
⑩ショートステイ「安護楽」 |

上記のとおり、重要事項を交付し説明をしました。

____年 ____月 ____日

(事業者) 所在地 三浦市南下浦町上宮田3263-1

事業者名 神奈川みなみ医療生活協同組合 デイサービスみうら

代表者名 藁谷 収 ⑩

説明者 _____ ⑩

上記のとおり、重要事項について説明を受け、同意し、交付されました。

____年 ____月 ____日

(利用者) 住所 _____

氏名 _____ ⑩

(上記代理人または立会人) 住所 _____

※代理人を選任した場合 氏名 _____ ⑩ 続柄 _____

(注)「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。